五　陸上自衛隊の部隊のうち、部が置かれる防衛大臣直轄部隊		
二十五　この項第二欄第五号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第五号陸上自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	
二十六　隊部隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長	
二十七　隊部隊の科の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
二十八　隊部隊の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
二十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
六　陸上自衛隊の部隊のうち、部が置かれないで防衛大臣直轄部隊に駐屯地において駐屯並びに駐屯地の警備及び管理を行う部隊であって方面総監の指揮監督を受ける部隊		
三十　この項第二欄第六号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第六号陸上自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する科の属する職制上の段階	科長	
三十一　第六号陸上自衛隊部隊の科の所掌事務を分掌する班又は第六号陸上自衛隊部隊に置かれる部隊の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
三十二　第六号陸上自衛隊の班又は第六号陸上自衛隊部隊に置かれる部隊の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
三十三　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	

七　陸上自衛隊の部隊（前三号に掲げるものを除く。）		
三十四　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	班長	
三十五　この項第二欄第七号に掲げる部局又は機関等の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
三十六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
三十七　地方総監部の課長の属する職制上の段階	課長	
三十八　前号に規定する官職の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、又は第四十号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官	
八　地方総監部		
三十九　地方総監部の課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
四十　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
四十一　この項第二欄第九号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する幕僚の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号に規定する官職のつかさどる事務を整理する職制上の段階	専門官	
九　自衛艦隊司令部、航空集団司令部、護衛艦隊司令部、潜水艦隊司令部、掃海群司令部、海上訓練指導群司令部、潜水部隊、情報業務群司令部、海洋業務群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部、練習艦隊群司令部及び通信隊群司令部	係員	
四十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
十　海上自衛隊の部隊のうち、部が置かれる部隊（前号に掲げるものを除く。）		
四十三　この項第二欄第十号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第十号海上自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長	